

伊万里市中小企業振興資金貸付けに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 29 号

伊万里市中小企業振興資金貸付けに関する条例の一部を改正する条例

伊万里市中小企業振興資金貸付けに関する条例（昭和 37 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 号の 2」を「第 2 号」に改める。

第 9 条中「市長及び金融機関に対し各 1 通を」を「金融機関に」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。